

両統迭立・文保の和談の実態について、具体的に解説してください。

両統迭立とは、鎌倉時代後期に、天皇が持明院統と大覚寺統という2つの皇統(=両統)から交代で立てられた(=迭立)事態を指す用語である。皇統が2つにわかれたきっかけは、後深草天皇(持明院統の祖)・亀山天皇(大覚寺統の祖)が兄弟で即位したことにあるが、この時点で、2人の子孫が交代で即位すると想定されていたわけではない。2人の父後嵯峨院は、1268(文永5)年に亀山天皇の子世仁親王(後宇多天皇)を皇太子としているので、後嵯峨院の意図は、亀山天皇の子孫に皇位を継承させるというものであったことになる(なお、後嵯峨院が後深草天皇を皇統から外した具体的な理由は定かではない)。

ただし、後嵯峨院は、1272(文永9)年に死去した際、つぎにだれが朝廷の政務をおこなうかの決定を、鎌倉幕府に委ねている。1221(承久3)年、承久の乱で勝利した鎌倉幕府が、仲恭天皇に代えて後堀河天皇を即位させて以来、皇位継承者の決定権は鎌倉幕府が握っていたからである。

1242(仁治3)年に四条天皇が後継ぎを残さず死去した際には、朝廷が順徳院の子の忠成王を推したのを、鎌倉幕府は拒否している。鎌倉幕府が忠成王を拒否した理由は、順徳院が承久の乱で積極的に後鳥羽院に協力していたためであるが、承久の乱に積極的に関わっていなかった土御門院の子として、鎌倉幕府が忠成王に代えて擁立したのこそ、後嵯峨天皇であった。

鎌倉幕府は、1272年には亀山天皇を正統の後継ぎと認めて政務をおこなわせたが、1275(建治元)年、後深草院の子熙仁親王(後宇多天皇)の皇太子とするよう決定した。これは、前年の1274(文永11)年に元軍の最初の襲来(文永の役)がおこっているこ

とから、国論を統一するため、後深草院の不满をなだめたものと推測されている。

ただし、この時点で決まったのは、後宇多天皇のつぎに熙仁親王が即位することだけであり、その先の皇位継承については定まっておらず、そもそも熙仁親王がいつ即位するのかすら未定であった。結局、熙仁親王は1287(弘安10)年に即位したが(伏見天皇)、ついで1289(正応2)年に皇太子とされたのは、伏見天皇の子胤仁親王であった。今度は、2代続けて持明院統の天皇が立つこととなったのである。これは、亀山院と連携して鎌倉で弘安徳政を展開していた安達泰盛が、1285(弘安8)年に内管領平頼綱によって討たれた政変(霜月騒動)の影響であったと考えられている。

ところが、1293(永仁元)年、今度は平頼綱が、得宗北条貞時の命令で誅殺される(平禅門の乱)。すると、1298(永仁6)年に伏見天皇から胤仁親王へと譲位がおこなわれ(後伏見天皇)、大覚寺統から後宇多院の子邦治親王が皇太子に立てられた。これによって、2つの皇統が並び立つことが確定したのである。

こうしてはじまった両統迭立の中で、鎌倉幕府が1317(文保元)年に両統の折り合いを付けようと仲介したのが、文保の和談(=話し合い)と呼ばれるできごとである。当初、大覚寺統の皇太子尊治親王の即位を条件とする話し合いは不調であり、鎌倉幕府は、同じ大覚寺統の邦良親王を尊治親王のつぎの皇位継承者とするよう提案して、大覚寺統をなだめた。結局、翌1318(文保2)年に尊治親王は即位し(後醍醐天皇)、邦良親王が皇太子とされ、そのつぎの皇位継承者が持明院統の量仁親王と定められた(なお、「天皇の在位期間を10年間とする」という条件の有

西曆	天皇	皇統	皇太子
1246年	後深草天皇	持明院統	
1258年			恒仁親王(龜山天皇、大覺寺統)
1259年	龜山天皇	大覺寺統	
1268年			世仁親王(後宇多天皇、大覺寺統)
1274年			
1275年	後宇多天皇		
1287年			熙仁親王(伏見天皇、持明院統)
1289年	伏見天皇	持明院統	
1298年	後伏見天皇		胤仁親王(後伏見天皇、持明院統)
1301年	後二条天皇	大覺寺統	邦治親王(後二条天皇、大覺寺統)
1308年	花園天皇	持明院統	富仁親王(花園天皇、持明院統)
1318年	後醍醐天皇	大覺寺統	尊治親王(後醍醐天皇、大覺寺統)
1326年			邦良親王(大覺寺統)
			量仁親王(光嚴天皇、持明院統)
1331年	光嚴天皇	持明院統	康仁親王(大覺寺統)

表1 両統迭立期の天皇・皇太子

無については、見解がわかれている)。

持明院統はこの結果に不満をもったが、実は、この結果は大覚寺統内部にも対立を生じさせた。なぜなら後醍醐天皇は邦良親王のおじであるため、邦良親王に譲位した場合、院政をおこなうことができなかったからである。院政は、院であればだれでもできたわけではなく、天皇の直系尊属(父・祖父・曾祖父)である必要があった。大覚寺統にとって、後醍醐天皇は、正統の皇位継承者である邦良親王が即位するまでの、中継ぎだったのである。

つまり、後醍醐天皇としては、自身が政務をおこなうためには天皇として親政をおこなうしかなく、自身の子に皇位を継がせて院政をおこなおうとすれば、それを妨げる存在は鎌倉幕府にほかならない、ということである。これこそ、後醍醐天皇が鎌倉幕府打倒を目指す直接の動機であった。1326(嘉暦元)年に邦良親王が死去し、量仁親王が皇太子とされたが、後醍醐天皇にとって、譲位後に院政がおこなえないことにはかわりなかった。

後醍醐天皇の倒幕計画が未遂に終わった1324(正元)年の正中の変で、鎌倉幕府は後醍醐天皇の近臣を処罰するにとどめているが、天皇を廃する手続きは存在しないため、仮に鎌倉幕府が後醍醐天皇を廃したいと考えても、後醍醐天皇が譲位を聞き入れなければ不可能であった。ちなみに、承久の乱での仲恭天皇廃位は、形式的には「仲恭天皇が自発的に退位したので、代わりに後堀河天皇を立てた」ということになっている。

一方、1331(元弘元)年の元弘の変では、後醍醐天皇が京都を離れて笠置(京都府笠置町)で挙兵したた

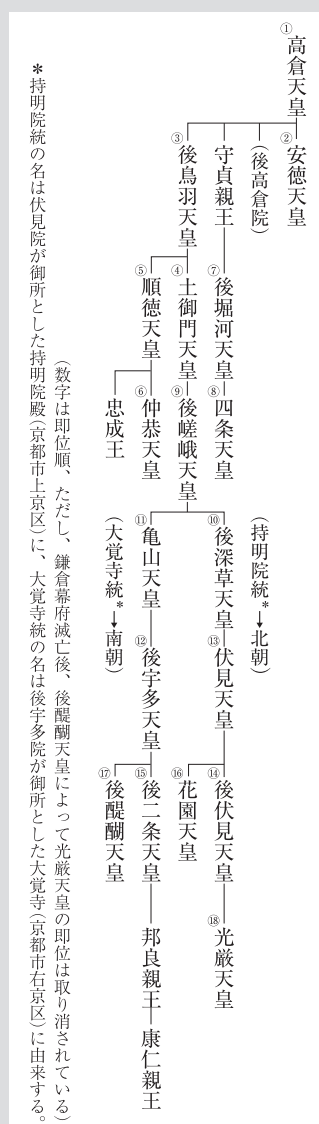


図1 両統迭立関係系図

め、朝廷では、後醍醐天皇に代えて、皇太子量仁親王が天皇に立てられた(光厳天皇)。これは、1183(寿永2)年に安徳天皇が平家とともに京都から九州に逃れた際、京都で後鳥羽天皇が擁立された先例が適用された結果であった。

そして、光厳天皇の皇太子に立てられたのが、邦良親王の子康仁親王^{やすひと}であったように、当時、鎌倉幕府にとって、両統迭立は確固たる方針となっており、当事者たちは鎌倉幕府の支持を取り付けるために奔走していた。その中で唯一、鎌倉幕府の方針に抗っていたのが、後醍醐天皇だったのである。

(さえき・ともひろ／帝京大学文学部准教授)